

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 35 自動車運送業の市場環境整備を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
102	貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率 *

業績指標の分析

(102) 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率 *

目標達成状況の評価	A
-----------	---

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	33.4%	31.2%	32.0%	33.0%	33.4%	33.9%	35.9%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

荷主を構成員に含めた協議会（トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会）等を通じて、トラックドライバーと荷主等との間での適正取引を推進するなどトラックドライバーの労働環境の改善を図る等により、輸送の安全の確保に努めているところ。また、Gマーク認定事業所の更なる拡大と利用促進に向け、認定事業所に対するI T点呼の導入や基準緩和自動車の有効期限の延長等のインセンティブを設けて、Gマーク取得を推奨しているほか、令和5年度より6回目更新を迎える事業所については、「長期安全認定事業所」として「ゴールドGマーク」を付与することとなり、認定事業所が「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等に、よりアピールすることができるようになった。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、Aと評価した。

Gマーク制度の幅広い周知、取得促進を図るとともに、トラックドライバーと荷主等との間での適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じたことにより、認定を受けた事業所数が増加してきた実績を踏まえ、今後も継続して取組を実施する。

(課題の特定)

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

本施策目標の業績指標は1個であって、令和6年度の実績値が目標を達成していることからAと評価し、業績指標が目標を達成しているため、施策目標としては「② 目標達成」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等、輸送の安全の確保に向けた取組を行った結果、堅調に数値が推移しているため、令和10年度の目標値の達成に向けて取組を継続する。

外部有識者のコメント

目標が達成できたとしても、「貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率」は全体の3分の1程度である。今後は目標値を引き上げていく必要があるのではないか。また認定の進んでいない事業所の属性、具体的には規模や地域などを調査して、こうした事業所への重点的な周知と指導を行うことが望ましい。（国土交通省政策評価会 佐藤 主光）

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 35

物流・自動車局貨物流通事業課（課長 三輪田 優子）

・業績指標 102

担当課：物流・自動車局貨物流通事業課（課長 三輪田 優子）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業	004431
2	トラック産業将来ビジョン策定等調査	004432
3	自動車運送・整備事業の経営基盤強化	004433
4	自動車運送事業の各種申請手続のオンライン化に伴う申請手続の最適化・効率化のための調査	004559
5	トラック運送業における働き方改革の推進	007331
6	トラック輸送の脱炭素化・効率化に向けた取組の推進	007332
7	荷主対策の深度化に係る調査等	007438
8	トラック運送業における多重下請構造是正事業	020508
9	自動車運送業における外国人材の適正な受入環境の確保	020590
10	貨物・旅客両運送事業者の連携によるドライバーシェアの推進	020986
11	トラックドライバーの労働環境に関する実態調査事業	020995

参考指標の達成状況

施策目標：35 自動車運送業の市場環境整備を推進する

参考指標							
(参 178) トラック運転に従事する若年層（15 歳～29 歳）の割合							
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	10.3%	10.4%	10.4%	10.0%	10.2%－	－	全産業の割合 （直近の参考値 （令和 6 年度）： 全産業：16.9%）
年度ごとの 目標値		－	－	－	－	－	

担当部局名・作成責任者名
・参考指標 178 担当課：物流・自動車局貨物流通事業課（課長 三輪田 優子）

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		
【業績指標】	(102) 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		33.4% (令和5年度)	35.9% (令和10年度)
【指標の定義】 トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。 このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動(貨物自動車運送適正化事業)を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。 係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。 貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。 このため、本事業所の認定率(トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。)を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関((公社)全日本トラック協会、各都道府県トラック協会)			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局貨物流通事業課		
【関係課】			